

「フロン類使用合理化計画」の 取組状況等について

令和2年2月14日
経済産業省 製造産業局
化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

2018年度の実績報告徴収結果（国内出荷相当量の実績）

○フロン類製造業者等33社（2017年度34社）から、**2018年度のフロン類国内出荷相当量の実績**の報告を受けたところ、合計で**約4,965万t-CO2（2017年度比60万t-CO2、1.2%減）**であった。（1社減少したのはHFCの取扱いを止めた事業者）

【各社の内訳】単位：万t-CO2

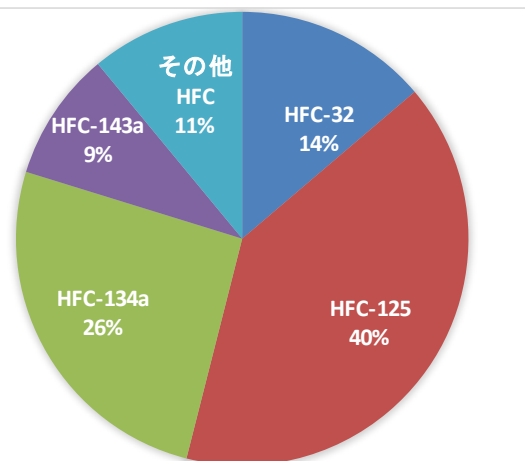
A	B	C	D	E	F	G	H	
1823.0	1357.0	402.8	292.6	260.5	205.7	162.8	139.0	
I	J	K	L	M	N	O	P	
92.0	41.4	35.0	25.6	20.8	16.2	16.0	11.3	
Q	R	S	T	U	V	W	X	
11.1	10.4	7.4	6.5	6.2	5.4	5.0	4.2	
Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	
3.0	1.8	1.1	1.0	0.5	0.1	0.1	0.0	
AG	合計							
0.0	4965.4							

注釈

■：2017年度に続き、報告徴収を行った事業者（21社）
合計：約4,904万t-CO2

■：2018年度より、新たに報告徴収を行った事業者（12社）
合計：約61万t-CO2

【ガス種別の内訳】



ガス種	万t-CO2
HFC32	685.0
HFC125	1,994.6
HFC134a	1,280.8
HFC143a	458.3
その他HFC	546.7
合計	4,965.4

12社は昨年度までは報告徴収まではせず、1社1万トンと見なし計算。

(注) 四捨五入の関係で小数点第1位の合計は不一致

2018年度の評価及び2020年度のフロン類使用見通しとの関係

- 2018年度の出荷相当量実績は、**2017年度比60万t-CO₂の減少**となり、一定の改善があったが、他方で、**2020年度の使用見通しとの間に約625万t-CO₂の差異**がある。
- 引き続き、**フロン類の製造業者等は、グリーン冷媒の開発・普及等の使用合理化を進め、フロン類使用製品の製造業者等は、自主行動計画や指定製品制度の目標達成を通じて、グリーン冷媒の利用拡大等の取組を進める必要がある。国もこうした取組をバックアップしていく。**
- なお、今後、オゾン層保護法での報告値（暦年）を活用してのフォローアップを見据え、今回、**年度と暦年の両方を報告徴収した結果、暦年は5,336万t-CO₂と約390万t-CO₂大きくなった**。これは、改正オゾン層保護法施行前に輸入増加が生じ、施行後に輸入が大幅減少したためと考えられ、今後はこうした大きな差異はないと考えるが、**2020年度の達成評価までは、報告徴収を行うこと**としたい。

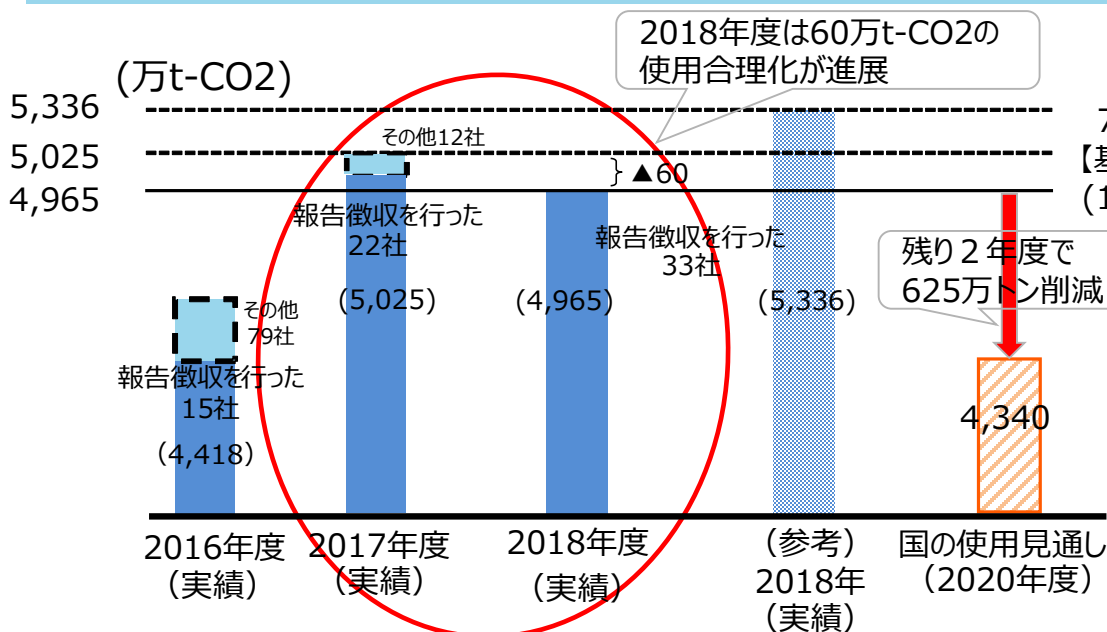


図1. フロン出荷相当量の推移

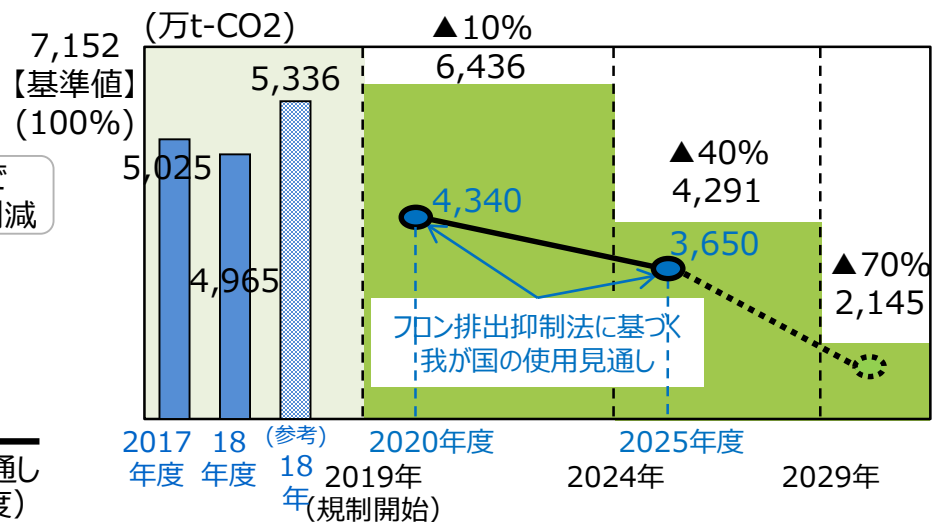


図2. キガリ改正に基づく消費量限度との対比

(参考 1) フロン類製造業者等の判断基準の運用の流れ

国によるフロン類使用見通し策定

主務大臣が「指定製品の製造業者等の判断の基準」に基づく製品側の転換状況との整合性を踏まえ、フロン類製造業者等に対して、国内で使用されるフロン類（HFC）の将来見通しを示し、公表する。【平成27年3月31日 実施済】

事業者によるフロン類使用合理化計画策定

- ①事業者は国全体でのフロン類の使用の合理化に資するため、国によるフロン類使用見通し等を踏まえ、「フロン類使用合理化計画」を作成する。
- ②主務大臣は、法の報告徴収規定に基づき、当該計画の策定状況等について事業者からの報告を求め、その結果を公表する。

取組状況の評価

- ①主務大臣は、毎年度終了後、法の報告徴収規定に基づき、事業者に対して前年度の出荷相当量の報告を求める。
- ②事業者の取組状況について、削減目標の翌年度に審議会の意見を聴き、評価、公表する。

(参考2) フロン類製造業者等の判断基準の仕組み

国

製造業者等

□ : 原則5年ごと
 □ : 毎年

1 判断基準 (フロン類使用見通し)

・判断基準策定、公表
 (フロン類使用見通しの策定、公表を含む。)

※1: 出荷相当量
 = t-CO2換算の製造量 + 輸入量 - 輸出货量
 ※2: 主要品目
 = R32, R125, R134a, R143a, その他HFC

2 フロン類使用 合理化計画

・審議会の意見を聴取しつつ
 計画を評価し、必要に応じ指
 導・助言
 ・評価後の計画公表

(法91条)
 報告徴収
 指導・助言 (法10条)
 (判断基準に照らして
 著しく不十分 → 勧告・命令
 (法11条))

・判断基準を踏まえ、フロン
 類使用合理化計画を策定
 (自らのフロン類出荷相当量の削減目標
 を含む。)

3 実績 (前年度の実績報告)

・実績報告の集計・公表
 ①各社の前年度フロン類出荷相当量
 ②全社合計の前年度フロン類出荷相当量
 ③全社合計の前年度フロン類出荷相当量
 の主要品目※2 別の内訳

(法91条)
 報告徴収

・取組状況の記録
 ・前年度の実績報告
 ① 前年度フロン類出荷相当量※1
 ② ①の主要品目※2 別の内訳

目標年度の翌年度 4 取組状況

・審議会の意見を聴取しつ
 つ各者の取組状況を評価
 し、必要に応じ指導・助言
 ・結果公表

(法91条)
 報告徴収
 指導・助言 (法10条)
 (判断基準に照らして
 著しく不十分 → 勧告・命令
 (法11条))

・目標年度までの取組の
 状況を報告
 「3 実績」の①、②に加え、
 フロン類使用合理化計画の定性的
 記載事項に係る取組状況を報告

判断基準
 改定

(参考3) フロン類製造業者等からの実績報告の基本的方針

本WG（第6回会合：平成26年6月27日）で確認された、以下の方針に基づき、

- ✓ フロン類の製造業者等は、自らのフロン類使用合理化計画の実施状況について、記録を行うとともに、毎年度終了後3か月以内に、フロン排出抑制法第91条の報告徴収規定に基づき、主務大臣からの求めに応じて、フロン類出荷相当量及びその主要品目別内訳を報告する。
- ✓ 事業者から前年度のフロン類出荷相当量及び内訳の報告を受けた主務大臣は、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意しつつ、
 - ① 各社の前年度フロン類出荷相当量
 - ② 全社合計の前年度フロン類出荷相当量
 - ③ 全社合計の前年度フロン類出荷相当量の主要品目別の内訳について、本WGにおいて公表し、フロン類使用合理化計画の進捗状況の評価を行う。

(参考1) フロン排出抑制法第91条

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、（中略）に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(参考2) フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成27年経済産業省告示第49号）

第二 フロン類使用合理化計画

5 フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うものとする。

(参考4) 「フロン類使用合理化計画」に記載する「フロン類出荷相当量」の計算方法

フロン類出荷相当量 =

$$\sum (A_i + B_i - C_i - D_i - E_i - F_i) \times GWP_i$$

(算式の符号)

- ✓ A_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**製造量**
- ✓ B_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**輸入量**
- ✓ C_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**輸出量** (自ら製造等を行ったものであって、当該製造等を行った者が自ら使用することなく又は他者に譲渡されることなく輸出されたものに限る。)
- ✓ D_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**破壊量** (他の物質の製造に当たって副生されたものであって、当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他者に譲渡されることなく破壊されるもの若しくは破壊を目的として輸入されたものに限る。)
- ✓ E_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**原料用途等使用量** (自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの又は他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使用するものとして製造等される場合であって、当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。)
- ✓ F_i 算定期間におけるフロン類の種類ごとの**試験研究用途使用量** (自らが試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他者が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するものをいう。)
- ✓ G_i フロン類の**地球温暖化係数**